平成２３年（フ）第８８９号
広島市西区己斐本町３丁目19番10―205号
債務者　中川美恵子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８号
宮崎市花ケ島町立野1986番地
債務者　兵頭　　武
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３００号
宮崎市中津瀬町135番地　ラウル中津瀬103号
債務者　草野　昭和
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県大島郡喜界町大字湾386番地４　比嘉アパートＢ―６
債務者　加藤　睦紀（旧姓南郷）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３１８号
沖縄県那覇市鏡原町９番５号１階
債務者　比嘉　真樹
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３０号
沖縄県那覇市字真嘉比７番地２カーサ・グランデ204
債務者　我如古泉子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市字与儀366番地３城アパートＡ―201
債務者　安里　初美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６４号
長野県岡谷市東銀座１丁目10番32号
債務者　伊藤　圭子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１０９号
広島県呉市広杭本町14番14号
債務者　高松硝子店こと　高松　眞三
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１１０号
広島県呉市広杭本町14番14号
債務者　高松　里美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２２号
広島県呉市焼山北２丁目22番12号
債務者　太田　成昭
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２４号
広島県呉市広古新開４丁目９番22号
債務者　藤井　　健
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２５号
広島県呉市東畑１丁目19番47号
債務者　山田　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２７号
広島県江田島市能美町鹿川2790番地７
債務者　望山　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２９号
広島県呉市本通７丁目２番10号
債務者　曽利田静吾
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３４号
広島県江田島市大柿町大原546番地６
債務者　竹内　真紀
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３６号
広島県竹原市中央２丁目12番２号
債務者　山根　辰雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３１号
大分市大字片島410番地の１　レジデンス片島105
債務者　村上　理恵
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係